

川西市子ども・子育て支援事業計画に向けた体系の検討

子ども・子育て支援法に基づく基本指針

子ども・子育て支援を実施する上での意義

「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すとの考え方を基本とする。

障害、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人一人の子どもの健やかな育ちを等しく保障することを目指す。

核家族化の進展、地域のつながりの希薄化、共働き家庭の増加、依然として多くの待機児童の存在、児童虐待の深刻化、兄弟姉妹の数の減少など、子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境が変化。

子ども・子育て支援とは、保護者が子育てについての第一義的責任を有することを前提としつつ、上記の環境の変化を踏まえ、地域や社会が保護者に寄り添い、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげることを通じて、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整え、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができるよう支援をしていくこと。そうした支援により、より良い親子関係を形成していくことは、子どものより良い育ちを実現することに他ならない。

乳児期における愛着形成を基礎とした情緒の安定や他者への信頼感の醸成、幼児期における他者との関わりや基本的な生きる力の獲得など、乳幼児期の重要性や特性を踏まえ、発達に応じた適切な保護者の関わりや、質の高い教育・保育の安定的な提供を通じ、子どもの健やかな発達を保障することが必要。

子どもや子育て家庭の置かれた状況や地域の実情を踏まえ、幼児期の学校教育・保育、地域における多様な子ども・子育て支援の量的拡充と質的改善を図ることが必要。その際、妊娠・出産期からの切れ目のない支援を行っていくことに留意することが重要。

社会のあらゆる分野における全ての構成員が、子ども・子育て支援の重要性に対する関心や理解を深め、各々が協働し、それぞれの役割を果たすことが必要。

策定において留意すべき事項（記載事項）

幼児期の学校教育・保育を提供する体制の確保及び地域子ども・子育て支援事業の実施に関する基本的考え方

子ども・子育て支援新制度は、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供が主眼。

質の確保・向上を図ることが重要

幼児教育・保育と小学校教育（義務教育）との円滑な接続（保幼小連携）の取組の推進

幼稚園教諭・保育士等の研修の充実等による資質・能力の向上、処遇改善をはじめとする労働環境への配慮

施設・事業の運営の状況に関する評価の実施、運営の改善 等

障害児など特別な支援が必要な子どもが円滑に幼児期の学校教育・保育等を利用できるようにするための配慮が必要。

市町村、都道府県及び国は、教育・保育施設の自己評価、関係者評価、第三者評価等を通じた運営改善の取組の促進に必要な支援を実施

子ども・子育て支援に当たっての関係者の連携・協働

質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供のため、関係者は、以下の連携・協働の体制を整備。

・市町村内、都道府県内における新制度に係る事務の一元の実施体制の整備、関係部局間の連携・協働

・市町村相互間、市町村と都道府県の連携・協働

・市町村と事業者、事業者間の連携・協働（教育・保育施設と地域型保育事業者との連携、保育所等と放課後児童健全育成事業との連携等）

・妊娠・出産期からの切れ目のない支援に係る連携、保幼小連携、0～2歳に係る取組と3～5歳に係る取組の連携

・国と地方自治体の連携・協働

（必須事項）

1 教育・保育提供区域の設定

2 各年度における幼児期の学校教育・保育の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

3 地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（参酌標準）、実施しようとする地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

4 幼児期の学校教育・保育の一体的提供及び当該学校教育・保育の推進に関する体制の確保の内容

（任意記載事項）

1 産後の休業及び育児休業後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

2 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援に関する都道府県が行う施策との連携

3 労働者の職業生活と家庭生活との両立が図られるようにするために必要な雇用環境の整備に関する施策との連携

川西市子ども・子育て支援事業計画（案）

計画の基本理念

子どもたちが夢を掲げ、子どもとおとなが育ち合うまちづくり

施策の体系

（凡例）

基本目標

1. 基本施策

・施策

* 今後の検討により変更する可能性があります。

基本目標

母と子のいのちと健康を守る

1. 母と子のいのちと健康を守る施策の充実

・母子保健サービスの提供

子ども・子育て必須事項

・性に関する正しい知識の普及

基本目標

子どもの豊かな個性と生きる力を育む

1. 子どもの生きる力の育成に向けた就学前の教育・保育環境の整備

・幼稚園・保育所等の充実

子ども・子育て必須事項

・市立幼稚園・保育所の耐震・老朽化対策

・保育・教育関係者の研修等の充実

・様々な体験活動の提供

2. 子どもがのびのびと活動できる環境の整備

・安心して過ごせる場の確保

子ども・子育て必須事項

・遊びや学びの機会の充実

3. 次世代を育む若い世代への支援

・家庭や子どもを生き育てることの意義に関する教育・啓発の推進

基本目標

多様な子育て支援サービスを展開する

1. 子育て支援施策の充実

・子育てに関する相談・学習機会等の拡充

・多様な保育サービスの提供

子ども・子育て必須事項

・放課後児童対策の充実

子ども・子育て必須事項

・経済的な負担の軽減

2. 地域で子どもたちを育てるための体制づくり

・子育てを支援するネットワークづくり

3. 子育てと仕事の両立の推進

・男性も女性もともに責任を果たす男女共同参画社会づくり

・子育てと両立しやすい就労環境への啓発

子ども・子育て任意事項

基本目標

子どもの権利と安全を守る

1. 子どもの人権を尊重する社会づくり

・子どもの参加・参画をすすめる施策の展開

2. 子どもたちの相談・支援体制の充実

・相談体制の充実

・児童虐待防止対策の充実

子ども・子育て任意事項

3. 子どもの安全の確保

・子どもの交通安全を確保するための活動の推進

・子どもの犯罪等の被害から守るための活動の推進

子ども・子育て必須事項

子ども・子育て任意事項

は法で定める子ども・子育て支援事業計画部分で「量の見込み」「確保の内容」「実施時期」などを別途示す。

教育・保育提供区域の設定

基本指針に基づき設定